

7月は

企業内同和問題
啓発強調月間です

7月は企業内同和問題啓発強調月間です。期間中県や市では、さまざまな広報活動を行い、企業内同和・人権教育の大切さや、適正な採用選考について啓発を行っています。市では、7月1日にJR米原駅前街頭啓発活動を行ったほか、5日には市内企業・事業所同和問題研修の窓口担当者などを対象とした研修会を開催しました。7月上旬から下旬にかけては、啓発推進班員が2人1組となって企業訪問を実施しています。

企業と人権

私たちは、だれもが幸せに生きる権利を持っています。この権利は、地域、学校はもちろんのこと、企業・事業所においても守られることが大切です。企業は、文化や社会生活の向上に大きな影響力をもっており、「豊かな社会づくりに貢献する」という社会的責任を担っています。企業で働く人自身も

地域社会の一員であることを自覚し、人権を大切にしたい住みよい社会づくりに努めなければなりません。

本市においても、すべての市民の基本的な人権が尊重され、人が輝く住みよいまちの実現を目指して、平成19年に「人権尊重のまちづくり条例」が制定されました。条例の第4条では、「事業者等の役割」が記され、事業者等は、市が実施する人権尊重のまちづくりの施策に参加および参画するとともに人権問題について積極的な取り組みに努めていくことが明記されています。

差別のない
明るい職場づくりを目指して

働く人たちにとって多くの時間を過ごす職場は、差別のない明るい職場環境であることが望まれています。一方、企業・事業所においても労働力の確保は、事業の繁栄に大きな影響力をもたらす重要

な問題と言えます。

こうした中、差別のない明るい職場づくりを推進するために今日まで様々な取り組みが行われてきたものの、依然として採用選考の過程において、不適切な質問や対応が見られるなど、まだまだ人権尊重の理念に基づいた取り組みが十分に深まっているとは言えない状況があります。

企業の採用活動の際、応募者本人の適性・能力に関係のない事柄を採否判定の基準としてはいけません。また、出身地や親の職業、家庭状況などを採否判定の際の基準とすることは不当な就職差別であり、重大な人権侵害です。

関係機関が連携し
人権教育・啓発を推進しよう

市では、人権教育を総合的に推進し、あらゆる人権問題を市民的課題として解決するため、「米原市人権教育推進協議会」を設置しています。協議会の企業・事業所活動部会では企業内窓口担当者など16人が部会員として参画し、人権感覚に満ちた職場づくりを目指し、企業事業所内の人権教育研修会の充実などを図っています。こうした地道な取り組みを通じ



て、職場で取り組む人権や企業活動における人権に対する配慮がなされ、人を大切にする企業文化が生み出されることが期待されています。

人権尊重のまちづくりの主体は「市民」であり、人権問題は地域社会全体の課題でもあります。市民と企業、行政、学校、家庭などがより一層の連携を深め、人権課題の解決のためにさまざまな取り組みを一体となって推進していきましょう。

お問い合わせ

総務部 人権政策課（米原庁舎）
☎521-6629 ☎521-4539